

学校現場における法務支援体制の強化について

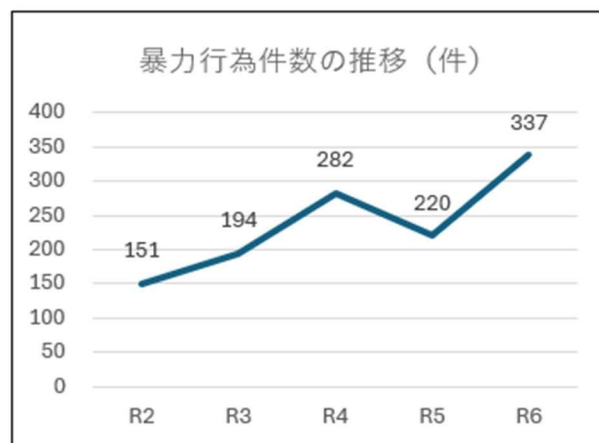
1 要 旨

静岡市では、深刻ないじめや保護者対応など、法的観点からの判断をすべき事案が増加しています。こうした事案に対し、法的観点に基づいた専門的な支援を行い、早期解決を図ることで児童生徒が安心して学校生活を送ることができます。そのため、令和8年度から、学校案件を主に担当する顧問弁護士(以下、学校顧問弁護士)を新たに1名配置するとともに、教育委員会教育総務課に政策法務課の職員2名を新たに併任職員として配置し、学校からの法務支援体制を強化します。

2 学校における暴力行為、いじめ等の状況

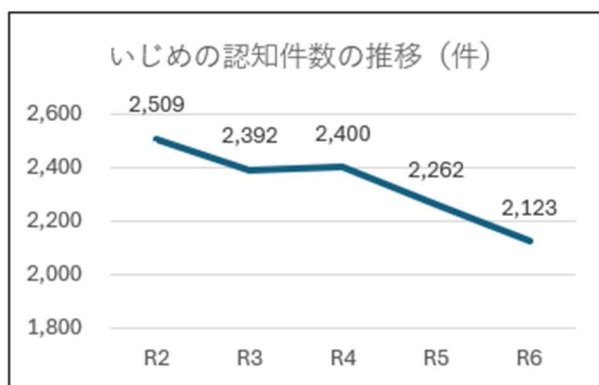
(1) 暴力行為

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」では、市立の2高校を含む市立小・中・高等学校における生徒間暴力や器物損壊等の暴力行為の発生件数は、令和5年度の220件に対し、令和6年度は337件で、前年度から117件(53.2%)増加しました



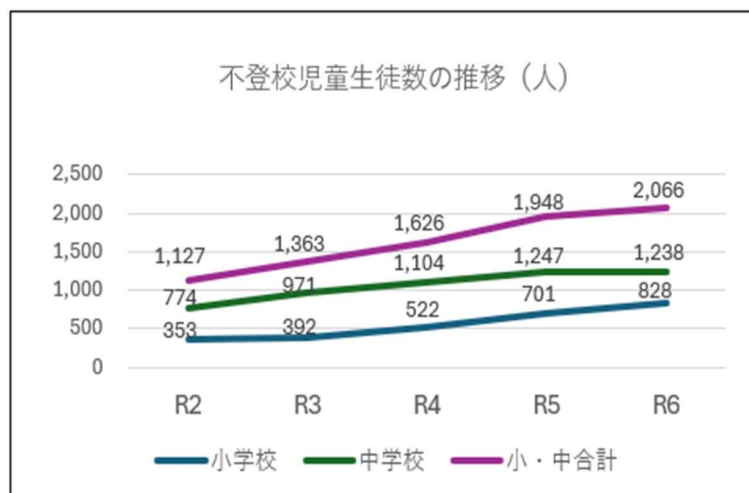
(2) いじめ

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、令和2年度から減少傾向にあり、過去5年間では最も少ない結果となっています。ただし、SNS上のいじめなど、見えづらく複雑化した事案が増加しており、対応に苦慮しています。



(3) 不登校

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」における不登校者数は、小学校では令和6年度は前年度から127人増加(18%増加)し、中学校では9人減少(1%減少)しました。中学校においては3年ぶりに減少に転じましたが、小学校の不登校者数が毎年増加していることで、令和6年度の小中学校の不登校者総数は過去最多の人数となりました。



(4) 保護者からの過剰な要求

令和5年8月から開始した「スクールロイヤー活用制度」の相談件数は年々増加しており、令和7年度は26件の相談がありました。相談内容は、「保護者からの過剰な要求への対応」が13件と最も多くなっています。

事案の種類	令和5年度 R5.8.1開始	令和6年度	令和7年度
A いじめ事案への対応について	3	4	2
B 触法、非行、暴力、性加害等の問題行動への対応について、児童虐待等への対応について	2	3	0
C 学校事故への対応や安全配慮義務についての指導、助言	1	4	1
D 保護者の過剰な要求への対応について	9	6	13
E 児童生徒の権利保護の視点からの指導、助言	0	1	2
F その他学校に関する諸問題への対応について	1	2	8
計	16	20	26

3 令和8年度から開始する学校顧問弁護士について

(1) 導入の経緯

児童生徒間のいじめや保護者対応などの事案について、初期段階から適切な法的判断に基づき対応することは、被害の拡大防止や早期解決につながり、児童生徒の権利と安全を守るうえで重要です。保護者に対しても公平で透明性のある対応を行うためには、専門的な知見に基づく支援が不可欠です。

また、令和8年3月に文部科学省が公表した「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和6年度）」では、弁護士に「保護者等との面談への同席」を依頼可能としている自治体は、指定都市で30%となっています。文部科学省は、弁護士が保護者等との面談への同席や、交渉における代理業務を行うことは学校のさらなる負担軽減につながることが期待されるとの見解を示しています。

以上のことから、弁護士が保護者等との面談に同席するなど、迅速かつ実務的な法的支援を行うため、学校顧問弁護士を新たに1名配置することになりました。

(2) 保護者等との面談への学校顧問弁護士の同席について

①同席の目的

- ・ いじめ相談や教職員の言動への苦情に対する適切な対応及び被害拡大の防止
- ・ 困難事案を学校・教育委員会が組織で対応することにより、学校における正常な教育活動の維持又は回復

②同席の要否の判断基準

- ・ 保護者等が限度を超えた要求を繰り返す場合
- ・ 他の児童生徒や学校・教育委員会に対して危害を加えることを告知したりする場合
- ・ 保護者等の代理人として弁護士が付き、法的論争を必要とする場合

(3) 期待する効果

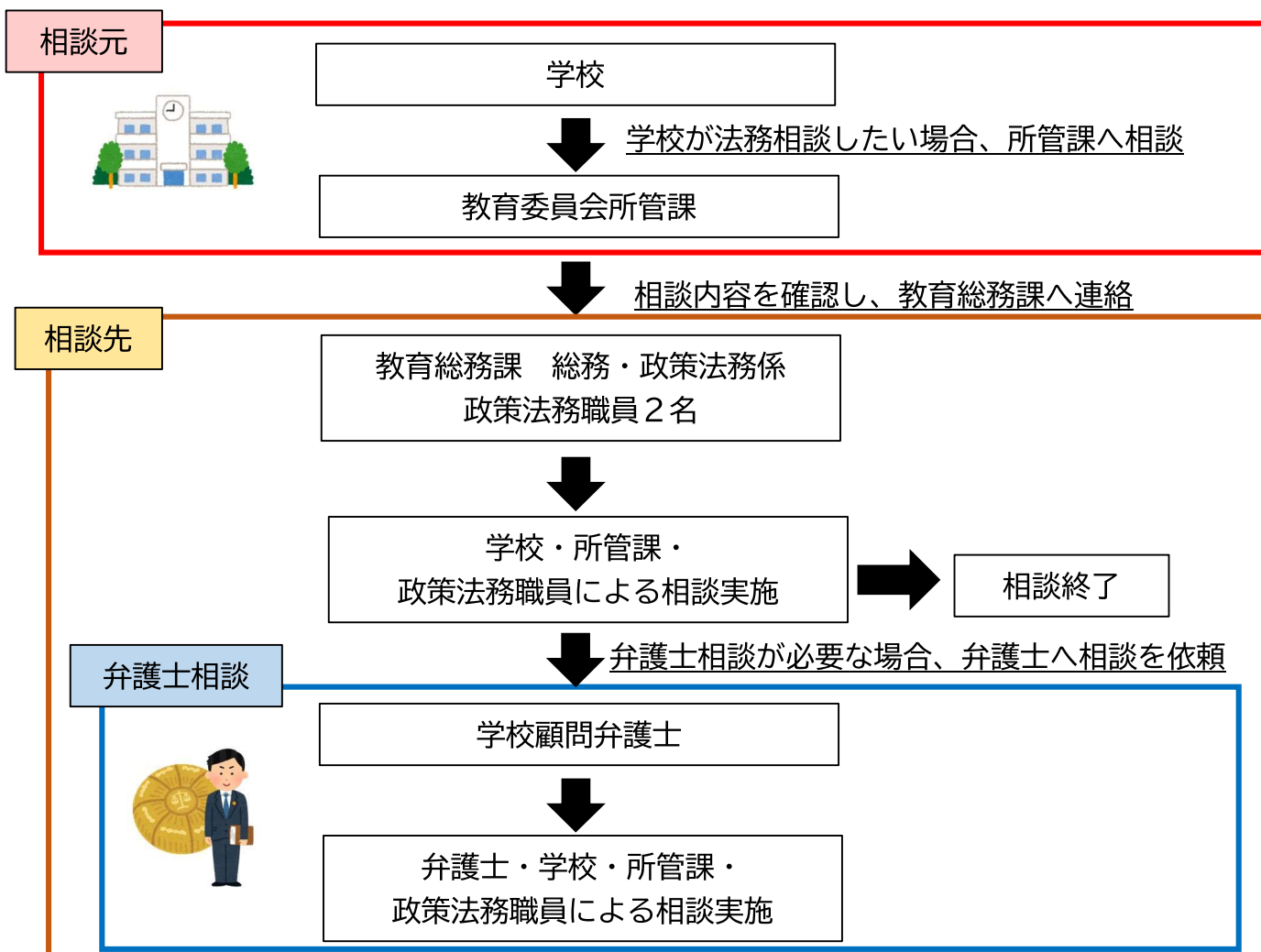
児童生徒にとっては、児童生徒間のいじめやトラブルなどの早期解決、深刻化の防止が図られ、安心して学校生活を送り、充実した学びを受けられるようになることが期待されます。また、保護者にとっても、専門的知見に基づく公平で分かりやすい対応が行われることで、学校への信頼性の向上が期待されます。

さらに、教職員が専門的支援を得ることで、児童生徒と向き合う時間の確保につながり、結果として教育の質の向上につながります。

4 教育委員会の体制強化について

令和8年4月から、教育委員会教育総務課に総務局政策法務課の職員2名を新たに併任職員として配置することで、初期対応の段階から主体的に法務対応を行う体制へと強化します。学校が法務相談したい事案が発生した場合、まずは学校と教育委員会が速やかに相談を実施し、必要に応じて学校顧問弁護士への相談に繋がります。なお、事案に応じて従前のスクールロイヤーに相談することもあります。

5 学校顧問弁護士への相談の流れ



教育総務課 054-354-2496